

給与所得等に係る市民税・県民税・森林環境税 特別徴収税額の決定・変更通知書 (納税義務者用)

所得	給与収入 (所得金額調整控除後)		主たる給与 以外の合算	農業 等	副業 所得	不動産 所得	配当 所得	雑 所得	一時 所得	課 税 標 準	総所得③				
	その他の所得計		所得区分								山林所得				
											分離短期譲渡				
総所得金額①															

所得 控 除	雑損		障・寡・心・勤							課 税 標 準	分離長期譲渡					
	医療費		配偶者								株式等の譲渡					
	社会保険料		配偶者特別								上場株式等の配当等					
	小規模企業共済		扶養								先物取引					
	生命保険料		基礎													
地震保険料		所得控除合計②														

(摘要)

市民 税 額	税額控除前所得割額④				納付額			
	税額控除額⑤				6月分			
	所得割額⑥				7月分			
	均等割額⑦				8月分			
	税額控除前所得割額④				9月分			
	税額控除額⑤				10月分			
	所得割額⑥				11月分			
	均等割額⑦				12月分			
	森林環境税額⑧				1月分			
	特別徴収税額⑨				2月分			
	控除不足額⑩				3月分			
	既充当・既委託納付額⑪				4月分			
	既納付額⑫				5月分			
差引納付額(⑩-⑪-⑫)								
変更前税額⑬								
増減額(⑨-⑬)				変更月			月	

給与所得等に係る市民税・県民税・森林環境税 特別徴収税額の決定・変更通知書 (納税義務者用)

受給者番号	氏名	指定番号
住所		宛名番号

あなたの特別徴収税額を左記のとおり決定(変更)したので、地方税法第41条、第319条及び第321条の4(第321条の6)の規定によって通知します。また、この通知書の記載事項に不服がある場合は、この通知書を受け取った日の翌日から起算して3か月以内に市長に対して審査請求をすることができます。この特別徴収税額の決定の取消しを求める訴えは、前記の審査請求に係る裁判の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に市を被告として(市長が被告の代表者となります。)提起することができます。

なお、処分の取消しの訴えは、前記の審査請求に対する裁判を経た後でなければ提起することができないこととされていますが、①審査請求があった日から3か月を経過しても裁判がないとき、②処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため急の必要があるとき、③その他裁判を経ないことにつき正当な理由があるときは、裁判を経なくても処分の取消しの訴えを提起することができます。

お問合せ先 〒359-8501 埼玉県所沢市並木一丁目1番地の1
所沢市 財務部市民税課 TEL (04) 2998-9064

②ここからゆっくりとはがしてください ①ここからゆっくりとはがしてください

特別徴収税額決定・変更通知書摘要欄の記載について

摘要欄記載	
①	定額減税●●, ●●●円は税額控除に含まれます。
②	定額減税は●●, ●●●円(未控除分:▲▲, ▲▲▲円)です。